

第3回松本市アルプス公園 自然活用実行会議

日時 令和4年9月1日(木)13時30分～

会場 大手公民館 2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶 総合戦略室長

3 会 議

(1) 議 題

ア 活用推進体制及び管理運営に関する
こと（継続）

イ 名称に関する事項

(2) 次回日程決定

4 閉 会

松本市告示第269号

松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱を次のように定める。

令和4年5月24日

松本市長 臥雲 義尚

松本市アルプス公園自然活用実行会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市アルプス公園自然活用検討会議から提言のあった松本市アルプス公園北側拡張部（以下「北側拡張部」という。）に必要な整備、管理運営方法、活用推進体制等について、松本市アルプス公園自然活用実行会議（以下「実行会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 実行会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北側拡張部の名称、PR（広報宣伝）、公園案内及び園内の移動に関すること。
- (2) 北側拡張部の自然活用ゾーンに関すること。
- (3) 北側拡張部の緑地保全ゾーンに関すること。
- (4) 北側拡張部の活用推進体制及び管理運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 実行会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民、利用者の代表
- (2) 関係団体の代表
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 実行会議に座長及び座長代理各1人を置く。

- 2 座長及び座長代理は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、実行会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行会議は、座長が必要に応じて招集し、会議の議長は、座長が務める。

2 実行会議は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実行会議の庶務は、建設部公園緑地課及び総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月24日から施行する。

県営烏川溪谷緑地 現地視察感想

委員名	感想
土田委員	<p>市民会議という、県、安曇野市、指定管理者、市民会員からなる組織によって、管理、運営が行われているが、市民会員の活動を他がサポートするという形となっている。したがって市民会員が実際的に主導しているが、会員の熱意や技術、調査能力など、また外部からの指導、協力を得て公園を維持している。このような市民会員の力をアルプス公園でははじめから期待することはできない。ここも当初はいろいろ市民会員の間、あるいは指定管理者との間で問題があったそうである。アルプス公園も、<u>いきなり理想的な形で出発できない。時間をかけて改善しつつ、アルプス公園に合った形を作って行けばいいと思う。それがどんなものであるかは、現時点では分からない。とりあえず、今検討されている案をもとに現実的な組織を考えていくことになると思う。</u></p>
市川委員	<p>一番印象に残ったことは、市民会議に参加されている方々の主体性が強く、そのことが緑地の活用に良い影響をもたらしているなと感じました。 また、誰がどのように進めていくか、合意形成に時間がかかってもブレが少なく実装できているのは、緑地の保全や存在目的が明確であるためであると思います。</p>
小川原委員	<p>溪谷緑地現場での空気、展示、掲示物の有る中で、又、解説も熱意意気込みが感じられ大変有意義であった。 第3回、第4回の当実行会議は現地森の入口TOYBOXサービスセンターで開催することで更に考えが深まるのではないかなと思う。</p>
村上委員	<p>以前から(開園前後)興味深い公園と感じていました。自然とのふれあい(体験)が様々な体験でできる場所として魅力ある場所だと思いました。 また、「市民会議」が早々に立ち上げられ、ガイドブックにもある「良好な整備」「適切な維持管理」「効果的な利活用」を目指して「共に考え、共に創る」ことに、市民も他人事でなく真剣に活動する姿は理想的と思いました。</p>

県営烏川溪谷緑地 現地視察感想

委員名	感想
高山委員	<p>指定管理制度に移行する前から活動していた地元の熱心な組織があったことが大きなアドバンテージであると考えます。このような組織に支えられて、公園の管理や活動が継続して行われていることと、<u>行政・指定管理者・会員で構成された市民会議が運営母体となっていることが特徴</u>と考える。</p>
内田委員	<p>市民と行政が対等な立場で議論して緑地の運営方針等を決めている姿勢が素晴らしいと思った。 市民会議に参加している方はもちろん、森林保全チーム・植物班の方が自発的に熱意をもって緑地整備に取り組んでいることに感銘を受けた。 指定管理者、行政、市民の役割が明確化されていて、誰が整備・管理すればよいのかわからない…といった事態を回避している仕組みが良いと思った。 <u>溪谷緑地内での BBQ の禁止を一例として挙げられていたが、「何のための公園なのか」その方向性を見失わないよう、軸をもって活動しているからこそ、現在まで指定管理者・市民・行政における市民会議の形態と仕組みが確立されたのではないか</u>と思った。 岩垂座長からのお話を含めて、アルプス公園でも管理・運営体制を確立しないと、近い将来整備が行き届かなくなり、公園として機能し無くなってしまわないか…と不安に思った。</p>
鈴木委員	<p>運営団体と指定管理者との連携が上手に取れているように感じた。その上で、市民が自然観察や森林整備体験などを体験することを通して、市民と一緒に烏川溪谷緑地の未来の姿を見据えた森林管理ができていると思いました。</p>
神澤委員	<p>2002年からの18年間、市民会議という形で<u>県と市民が対等の立場で整備しているという運営体制</u>はとても興味深かった。 <u>県・安曇野市・地域住民が、「共に考え、共に創る」という理念のもと、ボランティアの方々に支えられて管理、運営がされていることが素晴らしい、理想的な形だ</u>と感じた。 20年ほど前から烏川溪谷緑地を森の幼稚園のフィールドとして利用させていただいているが、いつもきれいに管理されていて、子どもたちを連れて散策をするのにとても良い環境で有難く、無理のない管理体制だからこそ長く続けて来れているように感じた。 広場が BBQ エリアになったり、すぐに取りやめになったり、市民会議だからこそ、そのとき、その年の状況を見て、柔軟に変えていく、変革できる体制が素晴らしいと感じた。</p>

アルプス公園に活用できそうな部分（県営烏川溪谷緑地）

委員名	意見
土田委員	<p>烏川溪谷緑地公園では、指定管理者の管理業務仕様書があるが、内容は一般的な仕様書でなく、市民会議や、市民会員に関しても業務を課している。また公園運営の事務局も課しており、多様な業務を行うようになっている。アルプス公園でも、指定管理者の業務を北側部分に関してより多様な業務内容にするよう仕様書の検討が必要である。</p> <p>市民会員は、ここでは有志からなるが、入会は審査的なものがある。新規参入希望者をどのように扱うか、また排他的にならないか考えなければならない。</p>
市川委員	<p>緑地の存在目的が明確になっている。かつ、そのことが共通認識になっている。アルプス公園においては、エリアごとの特徴に合わせたエリアの活用の目的を定め、それに合った管理保全やイベントなどのソフト運営を行うための人材をアサインしていくと、関わりたいと考えている側もアルプス公園で何ができるかがわかりやすいのでアクションがしやすくなるメリットがあると思います。</p> <p>市民会議と行政機関がフラットで対等であることが、言葉だけでなく運営の仕組みにも反映されているという関係性の点。</p> <p>緑地内の保全活動やソフト面での活動において、携わる方々の専門分野に応じて役割分担が明確にされ、人材のマネジメントが行われている。</p>
村上委員	<p>「しくみ」づくりの中に取り込めることは参考にして。「共に考え、共に創る」しみんにも広がっていけるといいなと思います。</p> <p>※ 2007年(拡張部開園)当時は、自然保護や市民協働がごく当たり前に考えられていたと思う(市民側も)けれど、現在の若い世代の人々が、どれだけそういう意識を向けてくれるかも大切なことだと思います。</p> <p>※ やはり、拡張部開園当初から「管理運営検討委員」がなくなったことは(今更ですが)残念でした。</p>

アルプス公園に活用できそうな部分（県営烏川溪谷緑地）

委員名	意見
高山委員	行政、指定管理者、利用者(団体・個人)等の各主体が一体となった運営母体をつくる。その場合、規約・規定等の縛りを無くすか、つくったとしても緩い縛りとする事で、各主体の自主性を尊重しながらも、効果的な連携・協働ができる体制をつくる。
内田委員	市民会議の意見が運営に直接的に反映される仕組み。 市民と行政が対等な立場で、指定管理者も含めて運営体制が整っている部分。 主体性のある運営体制。 指定管理者の選定にあたる仕様書に書かれていない管理について誰が整備していくのか、早い段階から明確化してほしい。 キャンプ場の話題等が挙がっていたが、アルプス公園が「何のための公園なのか」運営の方向性と公園としての意味を見直して、エリアごとに使用目的などを明示する姿勢を取り入れたいと思った。
神澤委員	指定管理者だけでなく、一般の市民が加わり、共に考え運営を行っている点 個人ボランティア、イベント協力団体、利用団体の登録制度や参画者研修など

国営アルプスあづみの公園 現地視察感想

委員名	感想
土田委員	<p>国営(国交省)だが、実際は指定管理者が取り仕切っている。市民の参加は指定管理者が募集していきつかの組織がある。もともとあった「あづみの楽校」を母体とした公園パートナーによる50名会員でガイドなどを行い、有償である。組織的には、公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱において協働活動者の登録分類が行われている。すなわち、1.個人 専門指導員・指導員、協力員、協働員、2.団体 協力団体、協働団体である。これらはそれぞれ役割、権限が異なる。個人の専門指導員・指導員は様々な義務が有り有償であり、公園パートナーとなっている。他はボランティアである。なお場合に応じて有償のこともある。このように多くの市民活動者を抱えて運営しているが、色々な業務内容、多数の来訪者に対応するにはそれだけの規模が必要であろう。なお安曇野市には、地元で多くの専門家が在住しており、公園パートナーとなったり、各団体の代表として公園の活動に協力している。</p> <p>安曇野市民はあづみの公園の設立に賛成、反対にかかわらず関わってきており、造成時も造成後もいろいろ公園のあり方に関わってきているので、現在の市民協働体制ができあがっており、そのような歴史性を持たない、アルプス公園では如何に市民、あるいは市民団体が公園の運営に参画してもらえるのか不明である。</p>
市川委員	<p>公園の存在目的を達成するため、公営で行うという中での利用の制限がある中で公園のコンテンツづくりに関わる主体をうまくコントロールしながら、活動されている印象がありました。</p>
村上委員	<p>受け皿も、活動のための(協働活動者)必要な予算付けなども明確になっていると思いましたが、当初、私は「里やま型の公園」がずい分と人工的に作られていると感じていました。</p> <p>今は、協働活動者の活動もふえたり、充実したりと良い方向に進んで(育って)いると思えました</p>

国営アルプスあづみの公園 現地視察感想

委員名	感想
高山委員	<p>国営公園であることから、指定管理者による管理等はしっかり行われているものと思われた。 また、地元の団体との連携もしっかり行われていると思われた。 国営公園であることから、活動の規約や財産管理の規制が厳しく、団体の活動もやや制限があるように思われた。</p>
内田委員	<p>市民活動団体に活用してもらう仕組みが整っていて、公園として生き生きと活動されている印象を受けた。 「地域の市民活動団体の活動の場として国立公園を活用してほしい」、「国立公園である以上、市民が管理するのは普通のこと」という説明の内容が大変印象に残った。 ホームページや地元紙を活用したイベントの周知に広報がとどまっても参加者が多く集まる一つの要因に、リピーターが多いというお話があったが、リピーターがつくられるほど魅力的な体験を提供できる国営あづみの公園は素晴らしいと感じた。</p>
神澤委員	<p>国営だけあって安定した経営体制だと感じた。 管理センターと協同活動者の役割分担がはっきりしていてわかりやすいと感じた 地域市民の方を対象に公園ボランティアを募集したら150人の応募があったということに驚いた。 募集の仕方次第で人は集まるのだということを感じた。</p>

アルプス公園に活用できそうな部分 (国営アルプスあづみの公園)

委員名	意見
土田委員	<p>市民ボランティア(個人、団体)を協働活動者として、すなわちパートナーとしてその位置付をしていること。 その活動に応じて色々な協働活動者を登録していること。 協働活動者に対して一定の登録審査を行っていること。 公園の協働活動として、「さとやま楽校」があり、これが実質的に各種行事を行っている。参画する各団体はそれぞれ専門家集団で自主的、主体的に活動を行っている。このような積極的な協働団体ができればアルプス公園でもスムーズに運営が可能となるが、それにはやはりある程度の時間を必要とするだろう。</p>
市川委員	<p>田んぼの作業を行うイベントで、そこでできたお米を参加者にプレゼントしているとのことで、営利での活動ができない分こうした体験によるメリットを参加者に感じてもらうアイディアは、特に農や食に関するワークショップやイベントにおいては面白いなと思いました。 講座やイベントを重ねていき、公園の運営側と参加者が仲間となり、また新たなコンテンツを作っていく、というサイクルがとても素敵だと感じました。(公園パートナー)ラーニングのイベントは大切だと思います。 すでにいろいろな活動をされている団体とうまく連携して、イベントを開催しているとのことで、松本市内でもたくさんすでに活動をしている団体がせつかくあるので、こうしたところと連携して公園の目的を達成できたら良いと思いました。(自然観察、ヨガなどの健康プログラム、里山の暮らしを体験するプログラム、登山に関する知識の講座など)</p>

アルプス公園に活用できそうな部分 (国営アルプスあづみの公園)

委員名	意見
村上委員	<p>「烏川溪谷緑地」にほぼ同じ 「しくみ」づくりの中に取り込めることは参考にして。「共に考え、共に創る」しみんにも広がっていいなと思います。</p> <p>※ 2007年(拡張部開園)当時は、自然保護や市民協働がごく当たり前に考えられていたと思う(市民側も)けれど、現在の若い世代の人々が、どれだけそういう意識を向けてくれるかも大切なことだと思います。</p> <p>※ やはり、拡張部開園当初から「管理運営検討委員」がなくなったことは(今更ですが)残念でした。</p>
高山委員	<p>地元の団体との連携、協働による公園の活用。</p>
内田委員	<p>「運営の担い手として市民団体・大学が入ることもある」というお話もあったが、アルプス公園でも、場合によって市内の大学の協力を得ることや、学校教育現場とのつながりを生かせるのではないかと感じた。 (以下、運営とは少し離れてしまいますが…)</p> <p>国営あづみの公園のホームページは見やすく、トップページからすぐにイベント情報にアクセスできることや過去のイベントの様子が動画で視聴できるといったシカケが良いと思った。アルプス公園のホームページにもぜひ反映いただきたい。</p> <p>リピーターを増やせるような体験の提供ができるといいと感じた。</p>
神澤委員	<p>協同活動者の登録制度(パートナーシップ制度) 協同活動者を登録種別(パートナー団体・指導員団体・専門指導員団体) に分けて運営を行っている点。さとやま楽校のような年間通して行う教室を開催すること</p>

その他意見

委員名	意見
土田委員	<p>その他意見など(2つの公園をみて)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アルプス公園の特性をはっきりさせること。 2. その特性を踏まえ、アルプス公園で何ができるか、何をするのか、具体的な内容を再検討すること。 3. ボランティア団体、個人を募集する場合、1, 2 を明確にしておくことが必要。 4. 2つの公園とは成り立ちが異なるので、アルプス公園は推進体制において、管理運営委員会、指定管理者、市による管理運営協議会を立ち上げ、3者により公園の運営を図る。また協議会でボランティア団体、個人を募集する。これらは登録制とし、一定の登録ガイドラインを設ける。窓口は指定管理者とする。
小川原委員	<p style="text-align: center;">北側拡張部の名称について(会議資料より)</p> <p>北側拡張部はかつて農耕地や薪炭林として急峻な地形を利用して地元民が暮らしと密接に関連した 里山 であった。これからも地本町会はもとより広く市民に親しまれる豊かな自然を大切な財産として育み次世代につなげていく、又、キャッチフレーズにも</p> <p style="text-align: center;">`遊んで学んでみんなで里山づくり、</p> <p>とあり、これらの意義をシンプルに市民に愛される名称としてアルプス公園 `里山 ` と提案したい。</p> <p>来年度リニューアルオープン！！</p> <p>来年度出来るだけ早い時期に、豊かな自然環境を次世代につなげるために広く市民に向けてリニューアルオープン記念イベントを企画開催したらと思う。</p> <p>現在、山の神が祀られている氏子総代(管理している者)にお話しをし、由縁、歴史的に、又、信教の自由(憲法20条)に問題が無ければ 里山 山の神例祭に市、又は指定管理者等関係者がお参りしていくのは如何でしょうか。</p> <p>更にアルプス公園 里山 が身近に密接に親しみが湧いてくると思います。</p>

その他意見

委員名	意見
市川委員	運営体制とは少し異なりますが、整備の際に出る材や葦などの植物を使ったものづくりのワークショップを行う。里山の循環を少しでも体現したいです。
高山委員	国営アルプスあづみの公園は、国営公園であることから「業務委託方式」としていた。アルプス公園でも「指定管理方式」と「業務委託方式」のどちらが最適であるのか、機会をみて検討してみてもよいかと思いました。
内田委員	県営烏川溪谷緑地、国営アルプスあづみの公園の双方の視察から、そこに関わる市民の熱量、運営側の主体性の強さを感じた。また、その熱量を持った市民だけでなく、指定管理者も含めてそれぞれに役割分担が明確化されているところが印象的であった。それらは、現状のアルプス公園と対照的な印象を受けた。

県営烏川溪谷緑地 質問要旨

質問者	質問	回答
土田座長	<p>1.若い世代の人が市民会員として参加しているか、また参加希望者がいるのか。</p> <p>2.市民会員として参加したい場合はどのような方法や審査があるのか。</p> <p>3.市民会議について、安曇野市も構成メンバーのようですが、なに課が担当していますか？複数の課がかかわっている場合、主要担当課はどこでしょうか？</p>	<p>1.森林保全チームメンバーを経て、市民会議会員登録者40代の方が1名です。 一般で市民会議の問い合わせは60代以上の方が多く、若い世代からはありません。</p> <p>2.市民会議会員には、誰でもが参加登録できる仕組みとなっています。</p> <p>3.安曇野市の窓口課は都市計画課でしたが、現在連絡を取り合っているのは耕地林務課、環境課です。</p>
小川原委員	<p>1.現在アルプス公園のボランティアは花の丘整備(草刈り等)6人、そば打ち教室講師(有償)1人ですが、烏川のグループは森林、植物合わせて28名、会員外を含め充実していると思う。どのような募集しているのか具体的に知りたい。</p>	<p>1.植物班は実質4名のコアメンバーがかかわっています。新規メンバーが増えない状況です。森林保全チームは、20名登録者があり、林業実習を目的とした方や地域内での林業的活動を促進する有志の集まりであることが、人の輪を広げているように思われます。</p>

県営烏川溪谷緑地 質問要旨

質問者	質問	回答
村上委員	<p>1.説明してくれた会議の岩垂さんの話から「無償です。」のお話、活動に係る保険や道具(備品、資料など)の補助などはどうなっていますか？ 聞きもしました。 ※ボランティア=無償はずっと以前のこと、対等、平等の考え方では有償ボラもありです。</p>	<p>1.市民会議への活動支援として、指定管理業務の仕様書に位置付けられています。 活動保険加入費(全国ボランティア保険)、道具購入費、材料費、市民会議の主催イベントの講師謝金は、指定管理料から支弁しています。 ※ボランティアへの活動費は個々人に支払わずのスタイルを取っているのは、おそらく、活動費を支払う者とそうでない者(全員で行うと予算に縛られる)のために、平等なルールを採用しているのではないかと考えます。当初より、活動費は無料を条件で運営がされています。</p>
高山委員	<p>1.市民会議の活動や、来園者の対応等で困ったことがあれば、その対象方法を含めてお教えてください。 2.「森林保全チーム」と「植物班」が活動していますが、今後それ以外の活動を広げていくことを考えている分野があればお教えてください。</p>	<p>1.市民会議の活動に対して、利用者から具体的な意見をもらうことはいまのところ思い当たりません。市民会議事務局としては、烏川溪谷緑地の管理運営の方向性を左右する意見をお持ちの方があれば、市民会議に参加いただけたら良いと思います。 2.長野県と安曇野市(行政)・市民会議(市民)・指定管理者(現場管理者)の3者からは現状では、新たなグループでの活動はありません。烏川の管理運営にかかわる新たな活動を市民・市民団体が、持ちこむケースも現在はありません。</p>
鈴木委員	<p>1. 烏川溪谷緑地で実施されている森林管理の研修会や自然観察などに関して、講師の方の講師料や経費などはどこから捻出されるのか。(指定管理者・安曇野市)</p>	<p>1.指定管理費の中から支弁しています。</p>

県営烏川溪谷緑地 質問要旨

質問者	質問	回答
神澤委員	<p>1. 県が指定管理ということだが、なぜ座長さんはじめ保全メンバーの報酬が予算立てされてないのか、無償ボランティア活動には限界があるのではないかと感じた。なぜ予算を回せないのか疑問に感じた。</p> <p>2. 市民会議の参画者研修ではどんなことをするのか。また、業務委託するときの注意点はどんなところか知りたい。</p> <p>3. イベント協力団体に向けての運営規約は？</p>	<p>1. 公園の維持管理費やその使い道を示す仕様書に市民会議運営が位置付けられています。よって予算はありますが、外部・内部のイベント講師用として、謝金をお支払いする場合がございます。(※補足)</p> <p>2. 市民会議の参画者研修とは、市民会議主催イベントの開催かと思えます。烏川溪谷緑地の野生生物や森林環境を管理して行くために、生息する生物について、造詣深い地元講師のお話を聞き、緑地の管理の視点を考える内容です。最近では、地元の講師が定着化しています。講師委託のポイントは、市民活動に協力的で相談に乗ってくれる支援者でもあることだと思います。</p> <p>3. 烏川緑地の運営では、指定管理者や市民会議の主催イベントばかりですが、持ち込みイベントとして 都市公園法に定める『行為の許可』を提出して行う方法があります。 あづみの公園には 協働活動者の登録制度」があります。烏川溪谷緑地では、市民会議(管理者含む)が認知して指定管理者が登録を募る制度はまだありません。一方、市民会議に登録して、活動する仕組みはありますが、市民団体が活動のために 烏川溪谷緑地市民会議」に登録する例はまだありません。発言権とフィールドでの活動への献身度が比例しているところが、市民会議が培ってきた気風といえるかのしえない」と感じています。</p>

※ 補足) 行政や指定管理者が個人に対し活動費を支払うことをしないのではなく、市民会議の市民メンバーの総意といえます。あづみの公園の有償ボランティアの場合ですと、活動費の支給により、お金を誰が何回もらって、活動できる人ばかりが活動するなど、市民メンバー同士で不満が起きることもありました。結果、予算の上限や平等にメンバーが活動するルールまで出てきました。新たに加わりたい方も、先に有償で活動する人たちの既得権的なルールが敷かれ、人数を増やせないこともありました。なにより、個人がお金をもらって活動すると、市民活動やボランティア活動(無償・手弁当)で活動することが、損な気になるものです。個人への活動費支給(報酬)ではなく、グループ有志(アソシエーション)の市民団体が会計を有し、そのグループをみんなの予算としてどのように活用するか(メンバーで話し合い)であれば、予算化されても、メンバー間で損得感がなくいいかもしれません。その代わり、グループには会計であったり役割分担もまた活動の一部という考え方が必要となります。会計があると、グループ活動の収入をどのように得て活動を膨らませようか！といった発展性がありそうです。公共の予算に頼ることは、安定して安心感がありますが、発展して持続するか、自立した活動の自負が持てるかどうかは疑問です。

国営アルプスあづみの公園 質問要旨

質問者	質問	回答
土田座長	<p>1. 広い公園を高齢者や障害者が移動する手段について考えたこと、あるいは考えていることはあるのか。</p> <p>2. 烏川溪谷緑地公園は市民会議で市民会員が管理、運営に参画しているが、あづみの公園では、指定管理者との協働活動者との間で、定期的な協議や意見交換、あるいは行事の検討などが行われているのか。</p> <p>3. あづみの公園で、他の個人、団体（未登録団体）が何か行いたい場合、それは可能か。あるいは登録認可されないと活動は不可であるのか。一時的に行いたい場合など。</p>	<p>1. 当日のパークトレインの紹介（大町 松川地区）をさせていただきました。 公園整備（リニューアル含む）中で、ユニバーサルデザインの観点から、スロープ緩和（勾配緩やかな園路コースの情報提供）や緑陰・ベンチの配置による休息場の適正な配置については管理センターから国（管理者）に提案したこともあります。</p> <p>2. 個別の市民団体と主にイベントについて打合せを行います。 公園管理センターが募集する公園パートナーには、4つのグループがあり、市民協働係スタッフと毎月1回各グループと打合せを行い、活動を計画しています。</p> <p>3. 公園に登録していない個人・団体のイベント開催は、都市公園法の「行為の許可」に則して、国（管理者）が許可した場合は開催できます。 管理センターが行うイベントと共催した形で実施する方法もあります。 「夢プラン」応募のようにアルプスあづみの公園の新たな利用の可能性を試行して行くために、管理センターが他の運営に対して、人的余力が生み出されれば受け入れ可能です。</p>
小川原委員	1. ボランティアの募集についてその現状と方法	公園パートナーの募集は、年間を通じて行っています。アルプスあづみの公園掘金・穂高地区HPでの公園パートナー募集を参照ください。

国営アルプスあづみの公園 質問要旨

質問者	質問	回答
高山委員	<p>1.業務委託方式による公園管理で有利なこと やりやすいこと、不利なこと やりにくいこと)があればお教えてください。</p> <p>2.協力員、協働員、協力団体、協働団体との連携 協働で工夫していること、あるいはやりにくいことなどがあればお教えてください。</p>	<p>1.業務委託を受ける側(公園管理センター)からのやりやすさは、業務委託時に提案した事業を業務期間中(4か年)でこなすといった、運営の方針が明確になり運営できることです。不利なことではありませんが、提案した事業も管理者の許可が必要ですので、妥当性を持って実施しなければなりません。そのためには、当該公園の「管理運営プログラム(管理運営方針)」や「公園の基本理念」「公園の整備時に定められている基本方針」に併せて活動の位置づけを行う必要があります。</p> <p>2.協働活動の工夫に関しては、管理運営のテーマといえます。一般的にいわれる「主体形成」「合意形成」「参加の拡大」や「ファシリテーション」の技能を駆使することなどのほか、「地域内でのゆるやかな市民ネットワーク」があるかないかなど、公園で団体が独立独歩で活動を完結しない運営環境づくりは大切だと思います。</p> <p>やりにくいことではありませんが、公園関係団体や管理運営の関係者の中でまとまるよりは、他の行政セクション、教育団体、自治会、助成団体、企業、市民団体ネットワークなど関係性に幅をもたせることで、公園での活動に対する応援団を広げる意識が必要であり、自分たちの活動が市民参加ではなく、参加の関係性を広げるために行う活動である意識は持ちたいところです。それにより、取り組む活動が公益増進に寄与しているかを活動しながら考える機会となります。</p> <p>同じ場所について、多数の団体が集まり議論することは、机上の議論から実践に繰り出さないことが起こりやすいと思われます。実践していることを自他ともに尊重して行くためにも、活動を積み重ねる実績は尊重されるべきだと思います。助成金の獲得など、活動実施計画が評価されることにもつながります。</p>
神澤委員	<p>1.協働活動者の審査基準は何か</p> <p>2.活動内容の企画を募集し、審査をしているところだが、その審査基準はなにか？</p>	<p>1.「あづみの公園管理センター 協働活動者登録運営設置要領」に定めています。</p> <p>2.特に、自立した団体であること 活動内容が公園の基本理念と合致していることなどが挙げられます。</p>

視察のポイント

県営烏川溪谷緑地

- ・いきなり理想的な形では出発できない。現実的な組織を考えていくこと
- ・「共に考え、共に創る」ことに、市民も他人事ではなく真剣に活動する姿は理想的
- ・県と市民が対等の立場で整備している体制
- ・「何のための公園なのか」その方向性を見失わないよう
- ・柔軟に変えていく、変革できる体制が素晴らしい

⇒ 指定管理者の業務内容を多様なものにするよう使用の検討が必要
指定管理者の仕様書の明確化（見直し）
行政、指定管理者、利用者（団体・個人）等の各主体が一体となった運営母体をつくる。
市民と行政が対等な立場の組織

視察のポイント

国営アルプスあづみの公園

- ・個人の専門指導員・指導員は様々な業務があり有償であり、公園パートナーとなっている
- ・「地域の市民活動団体の活動の場として国営公園を活用してほしい」、「国営公園である以上、市民が管理することは普通のこと」という意見
- ・リピーターがつくれられるほど魅力的な体験を出来る公園
- ・募集（PR）の仕方次第で人は集まるものだと感じた。

⇒ 専門家集団が自主的、主体的に活動を行っている

田んぼの作業イベント参加者に米をプレゼントすることなど、営利で活動が出来ない分、体験によるメリットを感じてもらおう

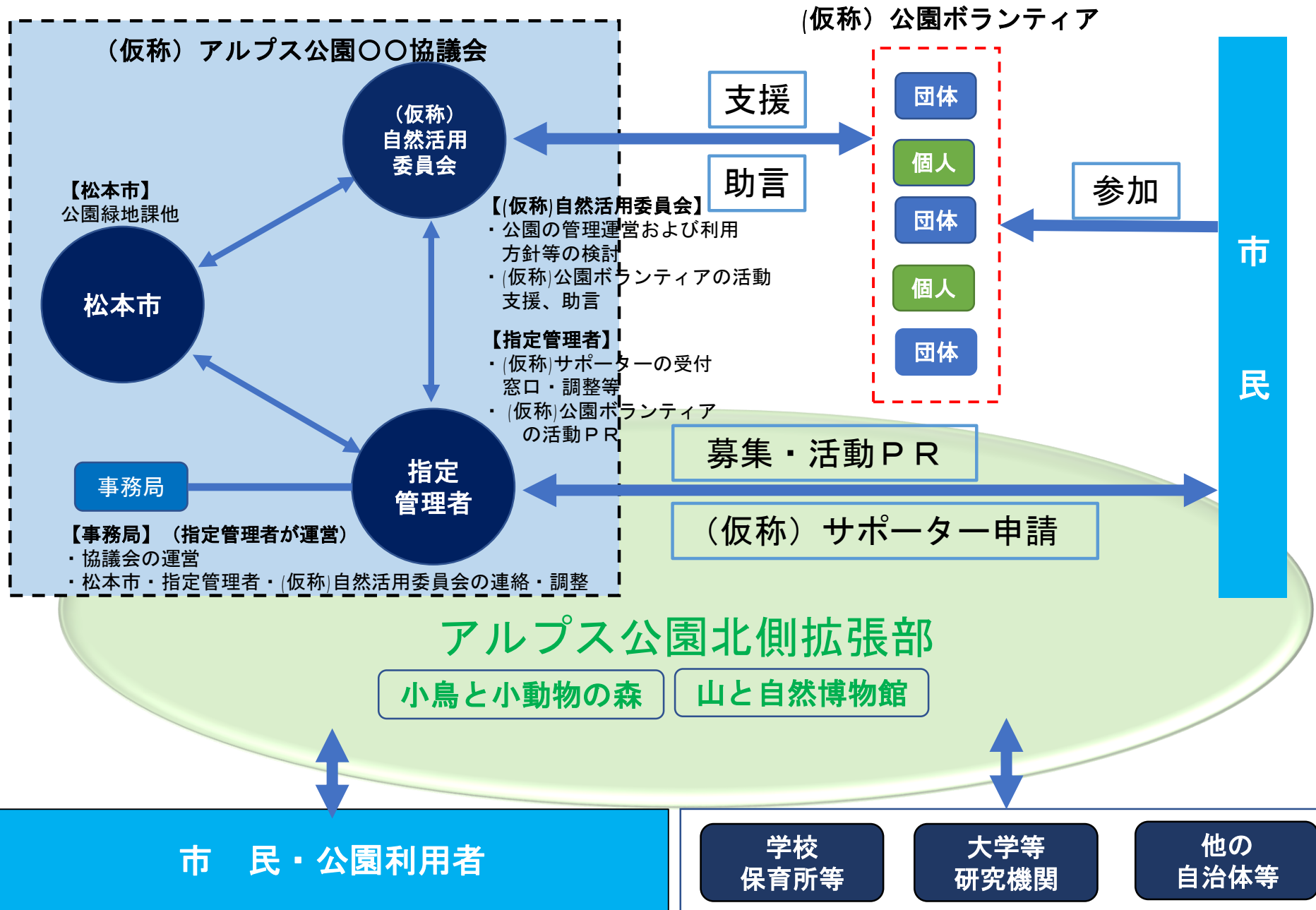
地元の団体との連携、共同による公園の活用

国営あづみの公園のHPは見やすく TOP ページからすぐにイベント情報にアクセスできる

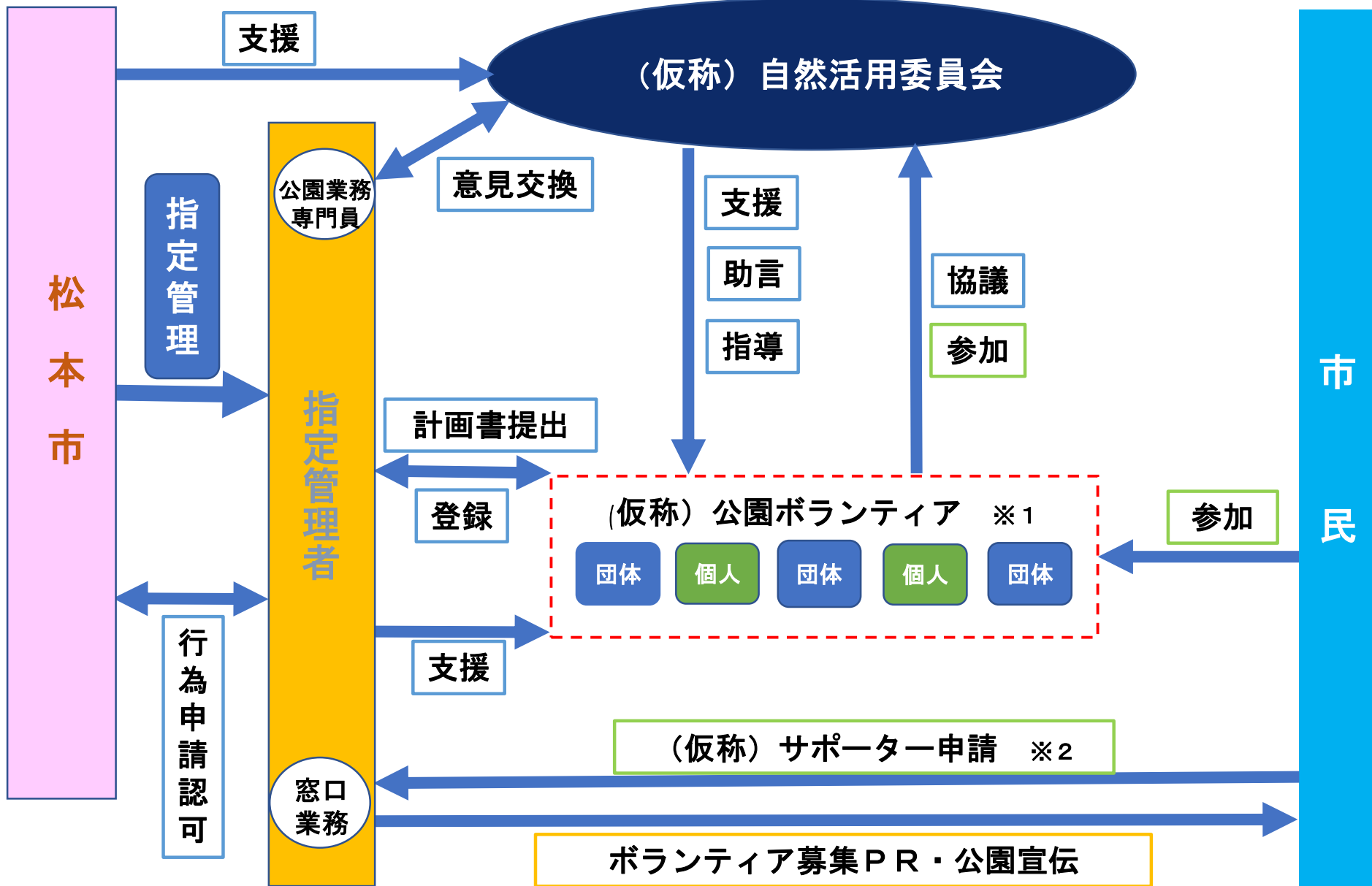
リピーターを増やせる体験の提供が出来る良い

年間を通じて行う教室の開催

アルプス公園北側拡張部管理運営体制（案）



アルプス公園管理運営体制フロー図（案）



※1 (仮称) 公園ボランティア：公園に登録している団体・個人のボランティアでありイベントを開催する者
 ※2 (仮称) サポーター：公園ボランティアの活動をサポートする者あるいは開催するイベントに参加する者

(仮称) アルプス公園〇〇協議会

(仮称) アルプス公園〇〇協議会

- 北側拡張部の適正な管理運営と来園者の効果的な利用を促進するため、関係主体の調整・連携を図る
- 構成員
 - ① 松本市建設部公園緑地課
 - ② 指定管理者
 - ③ (仮称)自然活用委員会

事務局（指定管理者が運営）

- 協議会の運営
- 市・指定管理者・(仮称)自然活用委員会の連絡・調整等

松本市

- 構成：建設部公園緑地課 ※その他の課はオブザーバーとして参加
- 業務内容：行為申請・許認可、自然データベース作成、ボランティア団体の支援等、(仮称)アルプス公園〇〇協議会の開催（年3回程度）

指定管理者

- 構成：松本市アルプス公園指定管理者
- 業務内容：指定管理にもとづく公園管理、アルプス公園の情報収集・発信、(仮称)公園ボランティアへの指導・活動調整、(仮称)公園ボランティアの登録審査、サポーター申請受付窓口業務、自然データベースの作成、(仮称)自然活用委員会の事務局運営
- 運営職員：公園業務専門職員、事務担当
- 構成：松本市アルプス公園自然活用実行会議委員を中心とした、各分野の専門家等10名程度（一部の団体・個人）
- 専門家：野鳥、昆虫、植物、ビオトープ、里地・里山づくり、環境教育などで野外活動経験者・実績者
- 業務内容：公園の管理運営及び利用方針の検討、ガイドライン作成、ボランティア

(仮称) 自然活用委員会

活動計画等の検討、集約、(仮称)公園ボランティアの活動支援及び

松本市アルプス公園自然活用実行会議

1 会議スケジュール

会 議	内 容
第 1 回 6月2日開催	・松本市アルプス公園自然活用検討会議の提言確認 ・活用推進体制及び管理運営に関する事項
第 2 回 7月5日開催	・活用推進体制及び管理運営に関する事項 ・市民参加型運営の実態を視察 (烏川溪谷緑地・国営アルプスあづみの公園)
第 3 回 9月1日開催	・活用推進体制及び管理運営に関する事項(継続) ・名称に関する事項
第 4 回 10月開催予定	・自然活用ゾーン他継続事項に関する検討 ・緑地保全ゾーン他継続事項に関する検討
第 5 回 12月開催予定	・PR(広報宣伝)、公園案内、公園の移動に関する検討
第 6 回 2月開催予定	・意見交換(合同会議)、計画書のまとめ
3月予定	・市長へ計画書の提出